

『少子化と男女共同参画』

～これまでの研究成果を踏まえて～

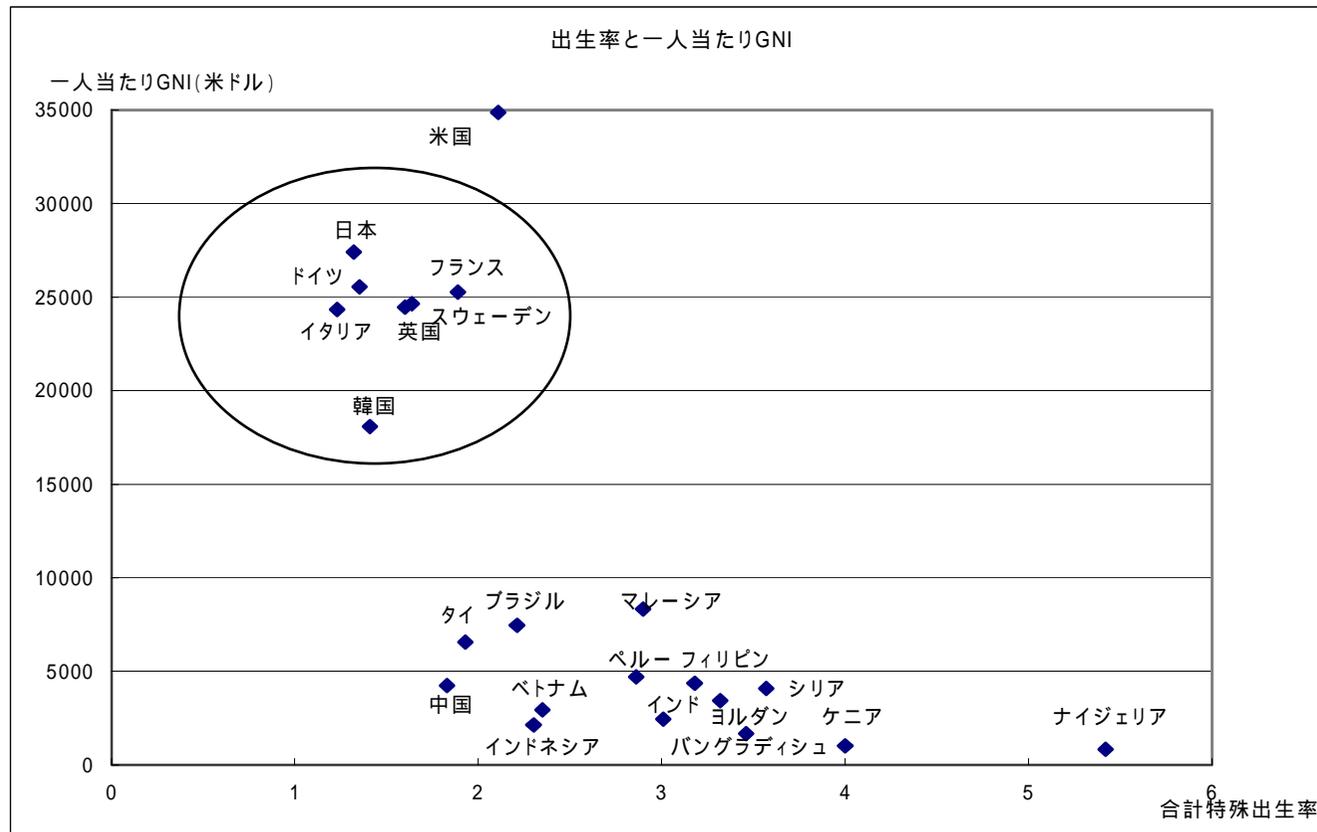
平成16年10月21日

1. 主要国における出生動向

合計特殊出生率 2.0 前後で大きく差がみられる一人当たりGNI（国民総所得）

一人当たりGNIが1万5000ドルを超える国では、合計特殊出生率はおおむね2.0を下回っており、少子化国となっている。

図1 合計特殊出生率と一人当たりGNI（国民総所得）

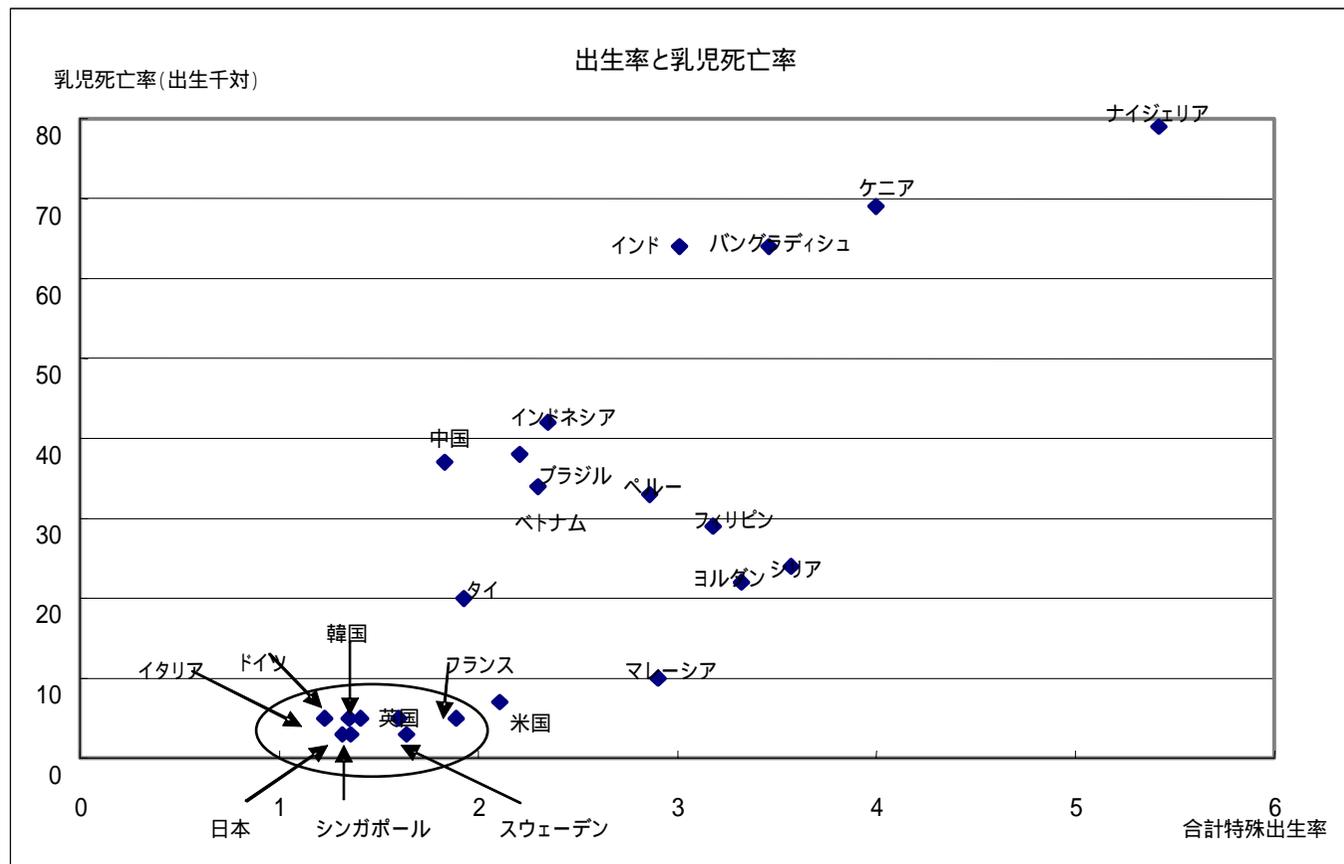


出典：国連人口基金「世界人口白書」より作成

少産少死傾向を示す先進諸国

乳児死亡率の低い国では、合計特殊出生率も総じて低く、先進諸国は一群となって少産少死の傾向を示している。

図2 合計特殊出生率と乳児死亡率



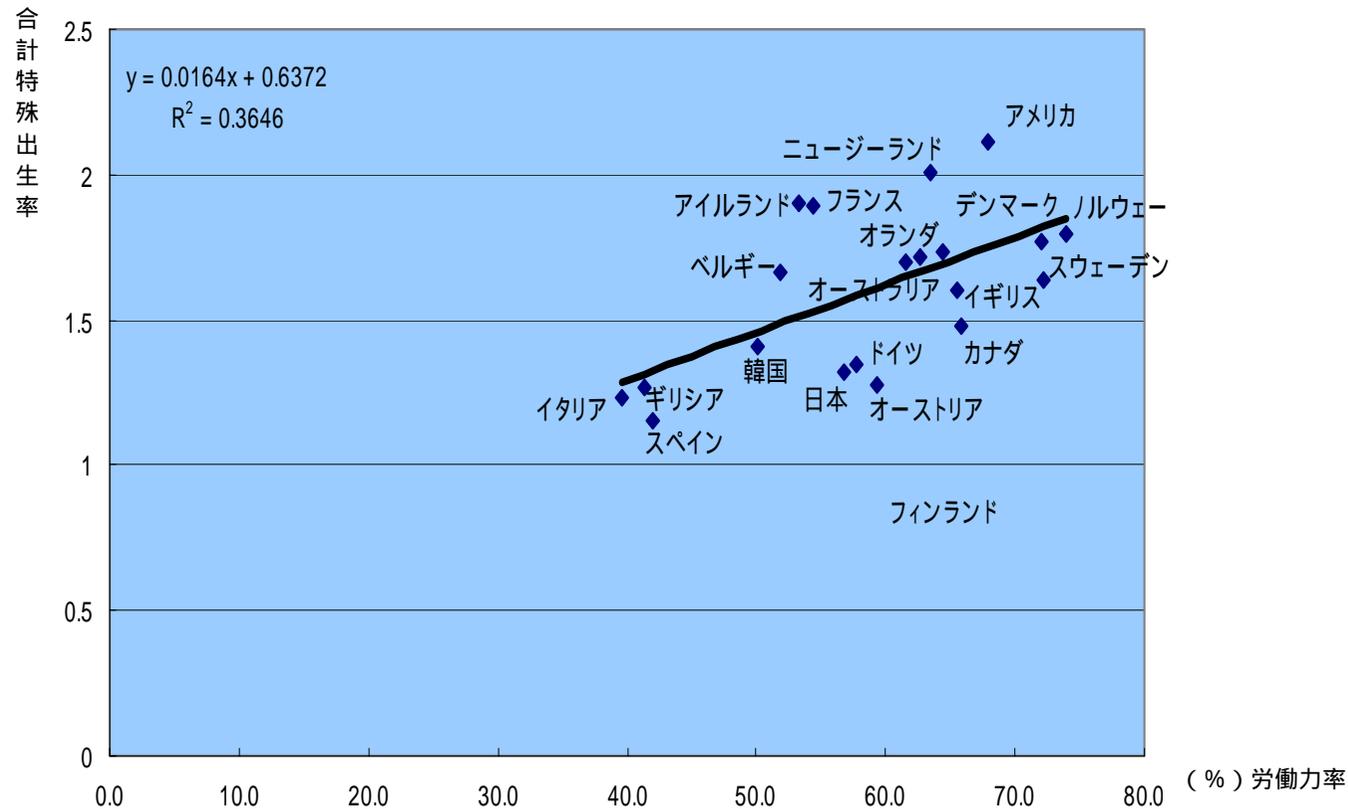
出典：国連人口基金「世界人口白書」より作成

先進諸国では、女性の労働力率と出生率が正の関係に

OECDを中心とした先進諸国についてみると、女性の労働力率と出生率は正の相関関係を示すことから、女性の社会進出が進むと、出生率が下がるとはいえない。

この中で日本は、女性の労働力率も出生率も、比較的低いレベルに位置する。

図3 女性の労働力率と合計特殊出生率の相関図

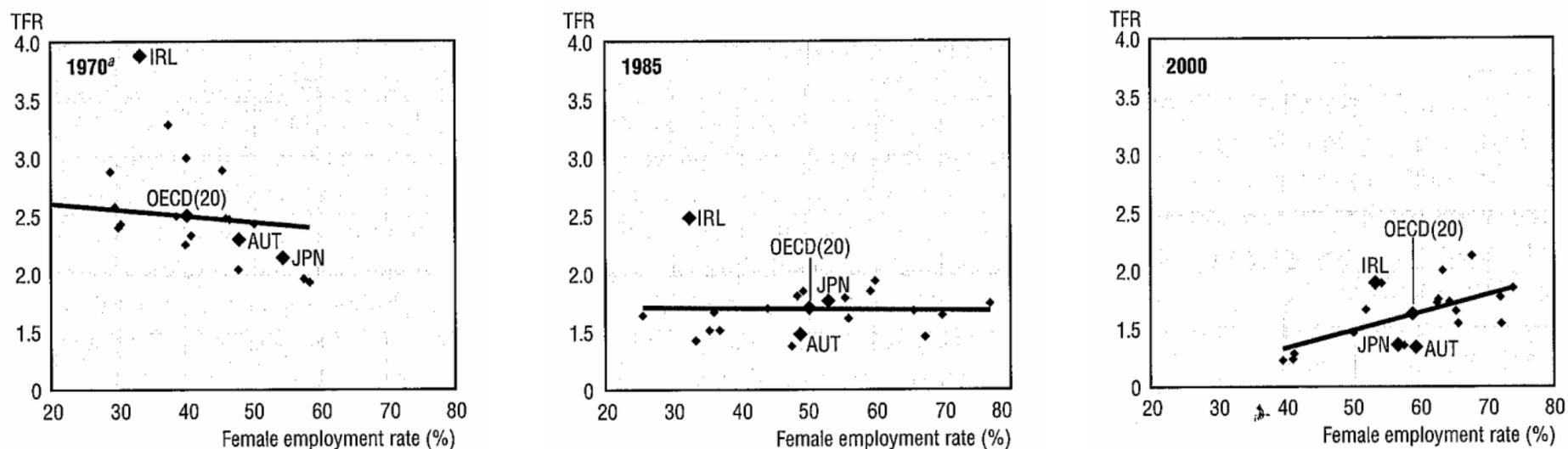


資料：内閣府による推計結果（男女共同参画会議（第13回）配付資料（データは2000年））

70年代は女性の労働力率と出生率が負の関係にあったOECD諸国

OECD諸国において、現在は、正の相関関係にある女性の労働力率と出生率だが70年代には、負の関係にあった。これが、80年代の半ばを境に正の関係に転じた。

図4 OECD諸国における女性の労働力率と合計特殊出生率（1970,1985,2000）

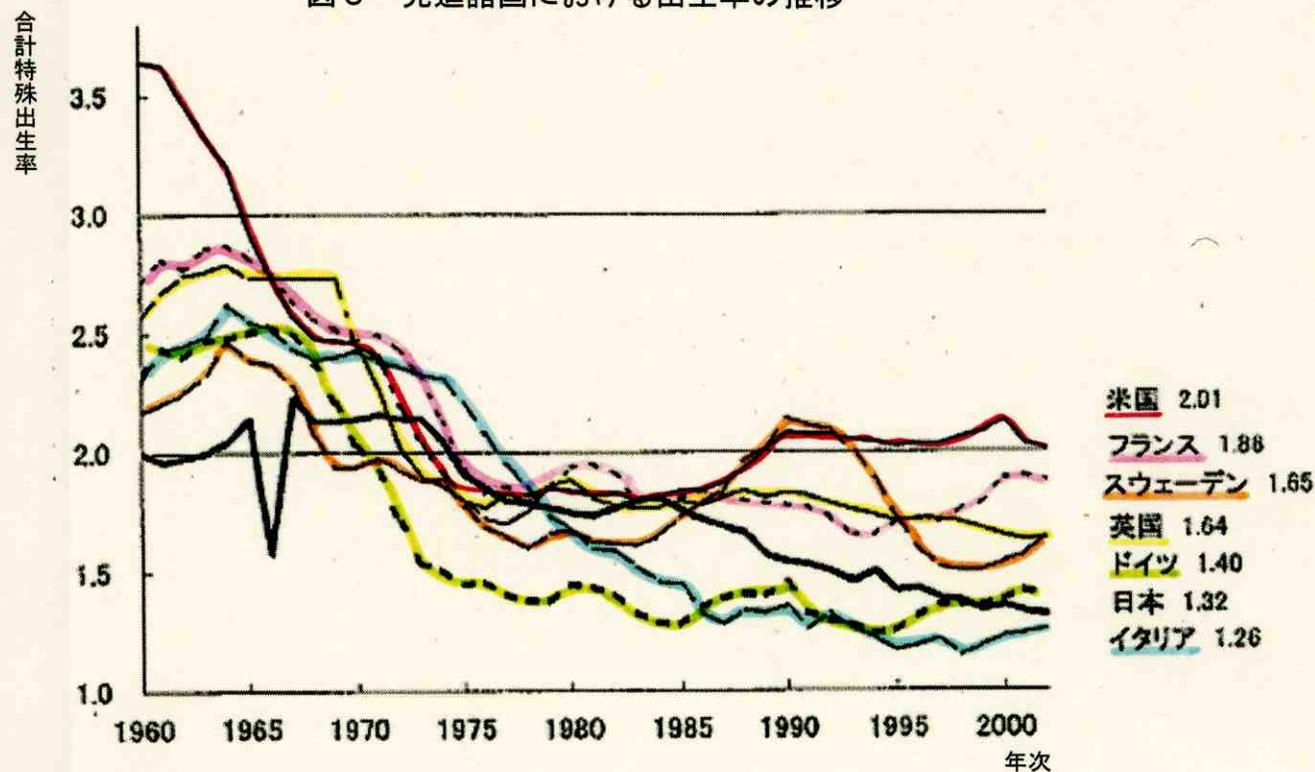


(備考) OECD (2003), Babies and Bosses-vol.2, Austria, Ireland and Japan

◆合計特殊出生率が一貫して下がり続けている国と、ある程度回復している（あるいは上げ下げを繰り返している）国とに分かれる先進諸国

日本やイタリアのようにほぼ一貫して出生率が下がり続けている国と、80年代半ば以降、米国やフランスのように出生率が回復してきている国、スウェーデンや英国のように上げ下げしながら長期的には出生率を維持している国とがある。

図5 先進諸国における出生率の推移

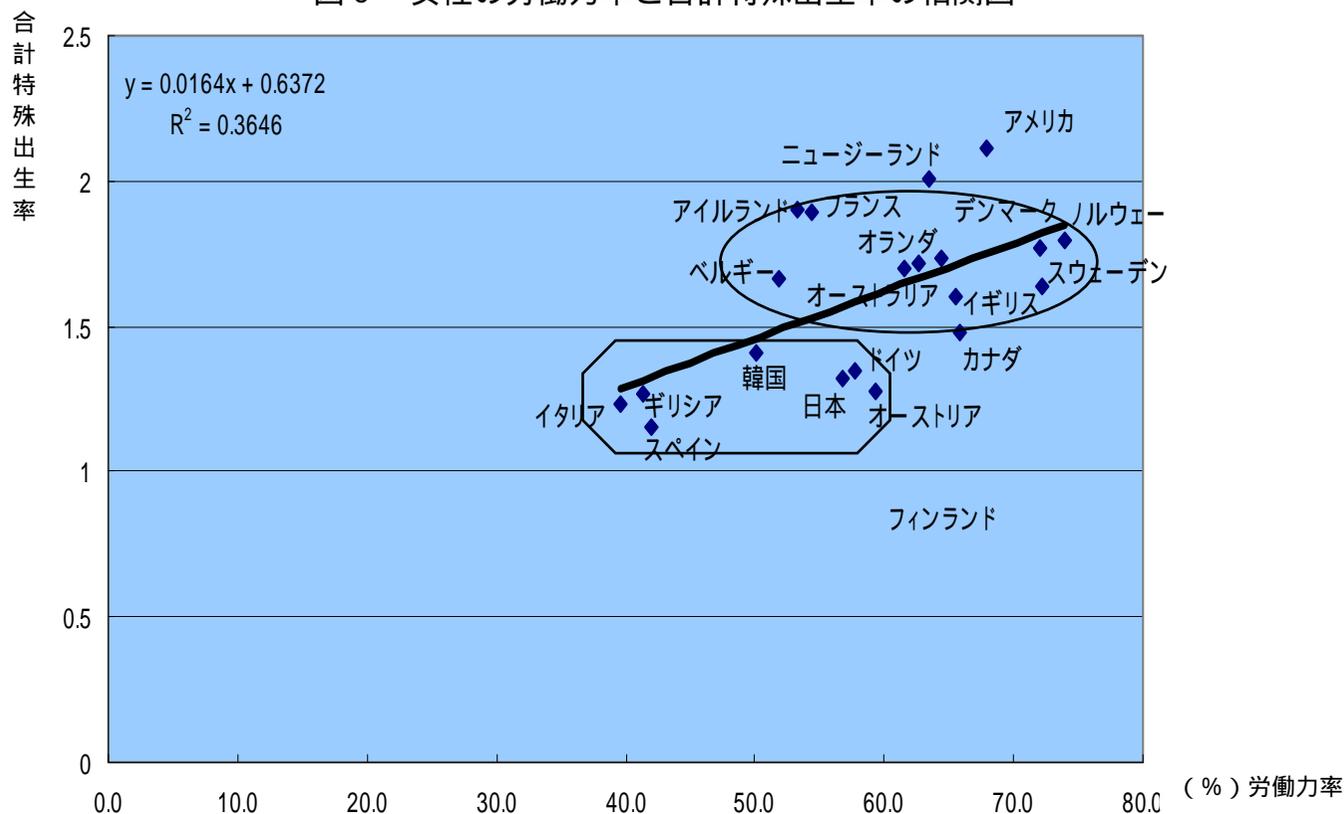


資料 : Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 2001
 GDC, National Vital Statistics Report Vol. 50. No. 5, 2002

「**少子化国**（北欧・フランス語圏・英語圏）」と「**超少子化国**（日本・アジアNIEES・南欧・ドイツ語圏）」に分化しつつある（出生率1.3前後が境か）

80年代半ば以降の推移の違いにより、先進国の中で、出生率1.3前後を境に、上の水準を維持している「**少子化国**」と、一貫して出生率を下げ続けている「**超少子化国**」とにグループが分化しつつある。

図6 女性の労働力率と合計特殊出生率の相関図



資料：内閣府による推計結果（男女共同参画会議（第13回）配付資料（データは2000年））

日本の課題は、「**超少子化国**」から脱して「**少子化国**」群のレベルに達すること。

⇒ 「**超少子化国**」と「**少子化国**」の違いを検討する必要がある

2. 「少子化国」と「超少子化国」との違い

(1) 性別役割分業システムの解消の度合い

少子化国の方が女性の労働力率が高い

少子化国の方が男性の家事・育児分担度合いが高い

(2) 両立支援策などの強化

少子化国の方が、「仕事と子育ての両立支援」や「子育ての経済支援」を含む家族政策に力を入れている

(3) 出産の高年齢での増加

少子化国では、20歳代の出生率が超少子化国ほど下がらず、30歳代の出生率が超少子化国に比べて大きく上昇した

(4) 婚外子の増加

少子化国の方が、同棲・婚外子が増加している。

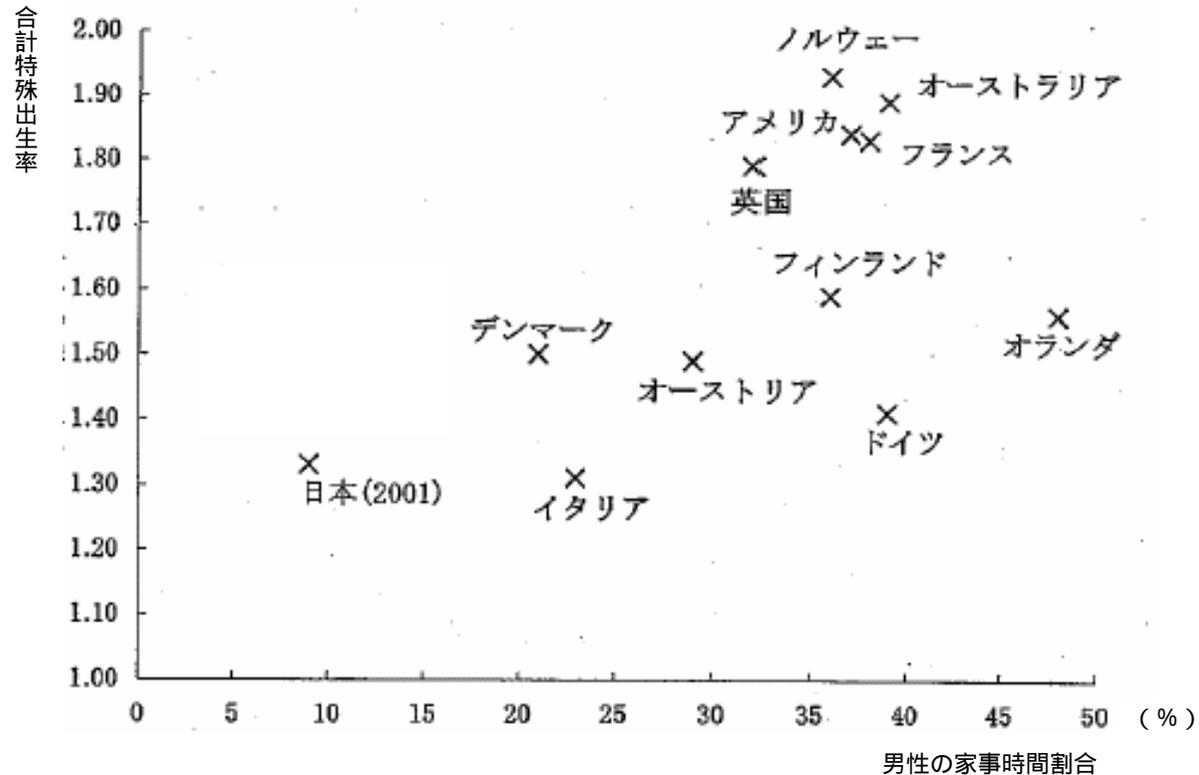
参考：「少子化と男女共同参画 国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所 阿藤誠
平成16年7月 男女共同参画推進連携会議全体会議資料

(1) 性別役割分業システムの解消の度合い

少子化国の方が女性の労働力率が高い (P 3、図 3 参照)

少子化国の方が男性の家事・育児分担度合いが高い

図 7 男性の家事時間割合と合計特殊出生率

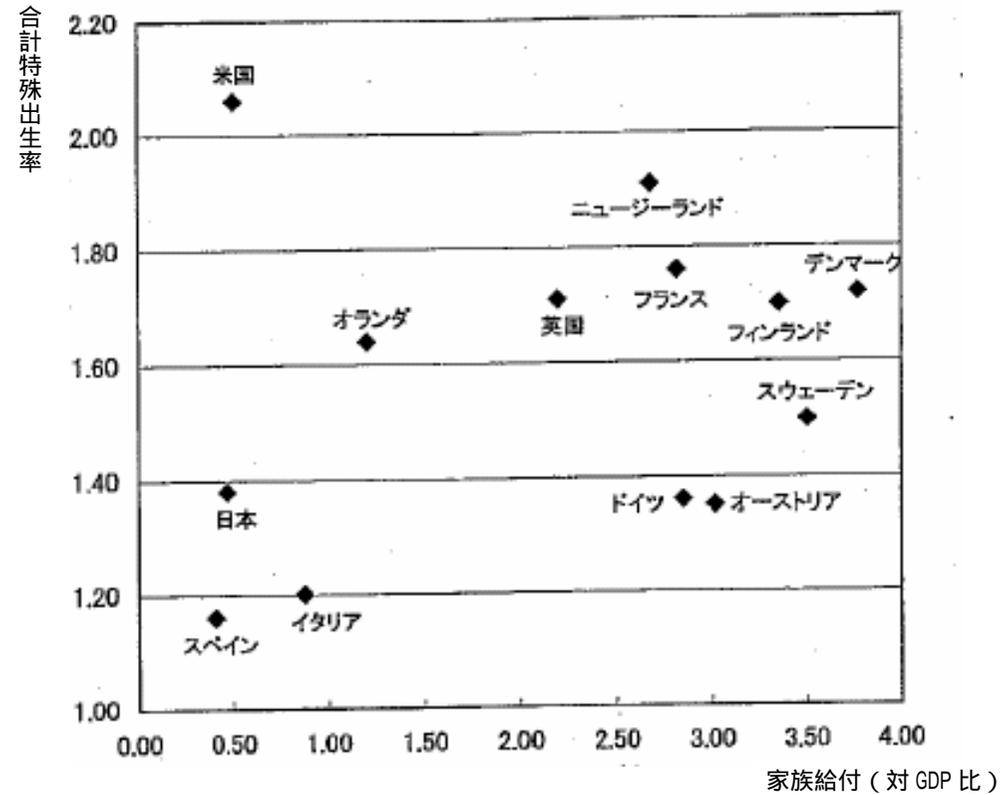


(資料) UNDP, Human Development Report 1995, 1995. 総務省統計局『社会生活基本調査報告書(第1巻)』各年版,
 (注) 諸外国のデータは各国の調査年次が異なるため 1985-92 年にまたがる。

(2) 両立支援策などの強化

少子化国の方が、「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済支援」を含む家族政策に力を入れている

図8 GDPに占める家族給付費割合と合計特殊出生率



資料：OECD 社会支出統計 2001

出典：勝又幸子，「国際比較からみた日本の家族性策支出」，「季刊社会保障研究」第 39 巻 1 号

< 参考：主要国の両立支援の取り組み >

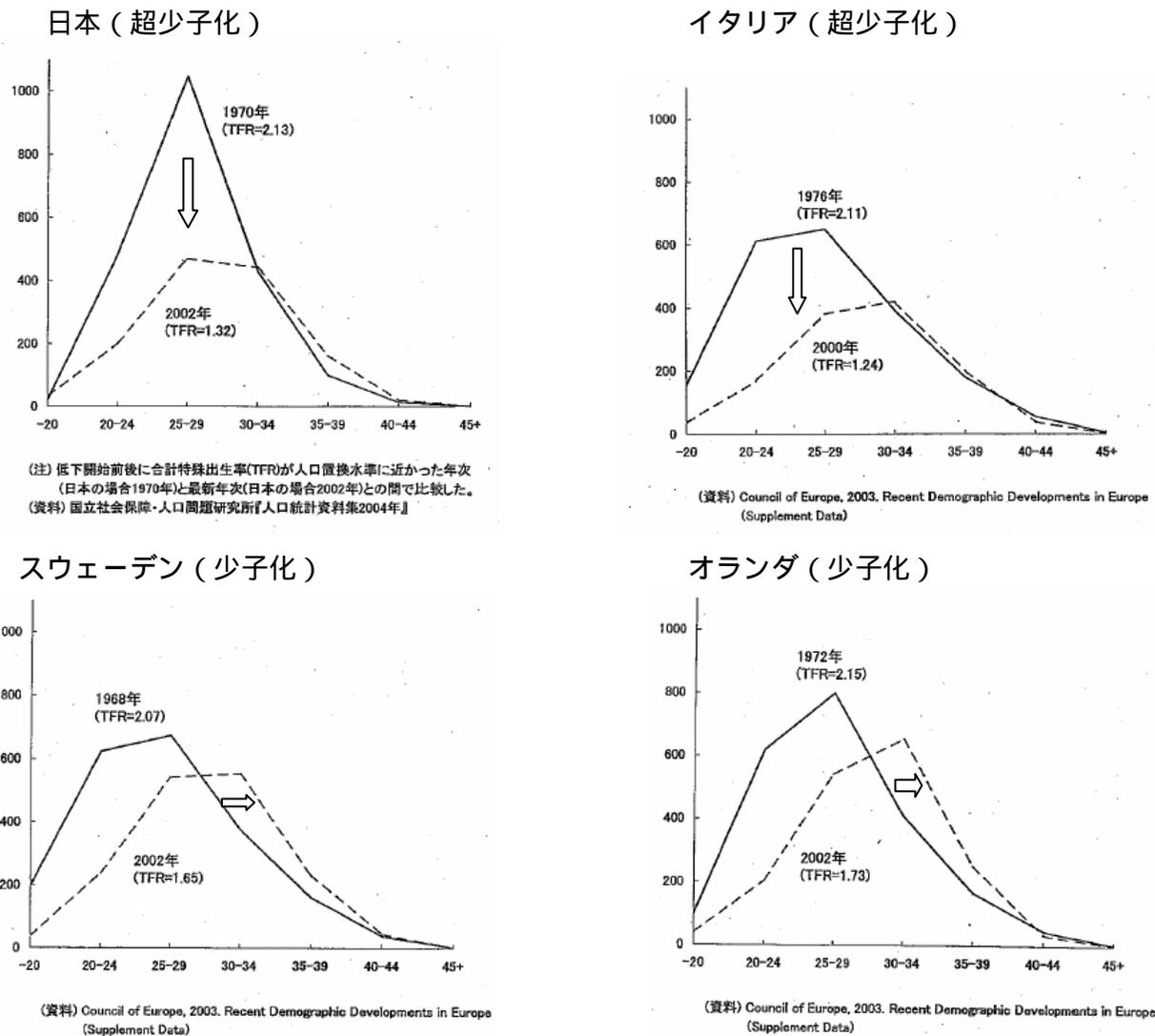
		アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本	
合計特殊出生率の動向		60年代始めから70年代半ばに大きく低下したが、その後上昇し、90年代は2以上で推移。 【2000年 2.13】	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年は上昇の傾向。 【2001年 1.90】	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定定期に推移。近年、やや低下の傾向。 【2001年 1.63】	60年代後半から80年代前半にかけて低下後、一旦上昇に転じたが、90年を境に再度低下の傾向。近年、再び上昇傾向。 【2001年 1.57】	60年代後半より低下し、近年は94年に1.24と最低を記録するなど低水準で推移。 【2001年 1.29】	70年代半ば以降、低下傾向が継続。 【2002年 1.32】	
人口 年少人口割合 老年人口割合		人口 26,760万人:97年 年少人口割合 21.6%:97年 老年人口割合 12.7%:97年	人口 5,850万人:97年 年少人口割合 19.9%:93年 老年人口割合 14.5%:93年	人口 5,900万人:97年 年少人口割合 19.3%:96年 老年人口割合 15.7%:96年	人口 880万人:97年 年少人口割合 18.8%:96年 老年人口割合 17.4%:96年	人口 8,270万人:98年 年少人口割合 16.1%:96年 老年人口割合 15.7%:96年	人口 12,693万人:00年 年少人口割合 14.6%:00年 老年人口割合 17.4%:00年	
現 状	女性の労働力率 (2000年、日本は2001年) (かっこ内は男性)	20~24歳 73.3%(82.6%) 25~34歳 76.3%(93.4%) 35~44歳 77.3%(92.6%)	20~24歳 46.9%(55.5%) 25~34歳 78.6%(93.7%) 35~44歳 79.9%(95.9%)	20~24歳 68.9%(81.9%) 25~34歳 75.3%(93.8%) 35~44歳 77.2%(93.3%)	20~24歳 61.6%(70.0%) 25~34歳 81.9%(88.6%) 35~44歳 87.9%(92.1%)	20~24歳 68.8%(79.0%) 25~34歳 76.3%(93.9%) 35~44歳 78.9%(98.4%)	20~24歳 75.1%(71.7%) 25~34歳 56.6%(96.8%) 35~44歳 66.4%(97.7%)	
	就業者のパートタイム 労働者比率(2000年)	女性 18.2% 男性 7.9%	女性 24.3% 男性 5.3%	女性 40.8% 男性 8.4%	女性 21.4% 男性 7.3%	女性 33.9% 男性 4.8%	女性 41.3% 男性 6.2%	
働 き 方 開 係	出産休業の期間等	連邦レベルでの期間の定めはないが、各州ごとに定められている医療を理由とする休業と同じ長さの休業が保障されている。	第2子までは、予定日前6週間・出産後10週間。第3子の場合は18週、3人以上の多胎児の場合は22週に延長。	予定日前・出産後計18週間	出産前後各7週間	予定日前6週間・出産後8週間	予定日前6週間・出産後8週間	
	育 児 休 業	取得可能期間	生後又は養子縁組後1年間に12週間 全日休業	3歳に達するまで最長3年間 全日休業、パートタイム労働(最長で通常の労働時間の80%)	5歳に達するまで13週間 ただし、1年につき最大4週間 (取得は1週間単位)	全日休業型:生後18月まで パートタイム労働型 :18月以降8歳に達するまで	3歳に達するまで最長3年間 全日休業。ただし、30時間を超えない範囲で就労できる。	1歳に達するまで最長1年間
		休業中の所得保障	無給	労働時間貯蓄勘定制度により収入を得ることも可能な場合あり。また、第2子以降は育児手当(最高で月3,039フラン)の支給が可能。なお休業中は原則無給。	無給 99年に育児休業制度が成立し、同年12月に施行。	親保険により、休業中最初の12月間は80%の所得保障、次の3ヵ月間は定額の最低保証額による所得保障。	2歳未満児を養育する者に対して、育児手当(出産手当と合わせて月600マルク:約4万円)が支給。 社会保険料の免除制度あり。	賃金の40%を雇用保険から給付。社会保険料の免除制度あり。なお、休業中は実態として17%の事業所で金銭給付がある。
	取得状況	女性の36%、男性の34%が取得。(2000年前後の全国調査。州による違いはある。)	取得者の95%以上が女性	男女とも12%が取得。 (1,000人対象の2000年調査。制度設計時は女性40%、男性10%が目標。)	所得者の約30%が男性 (所得日数の約10%)	所得者の98%が女性 連邦育成補助金法改正・施行(2001)(育児休業の両親の同時取得等)	有子女性の56.4%、男性の0.4%が取得。 男女比で女性97.6%(99年度調査)	
	復職の保障	育児休業前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利があり、使用者による損害賠償により担保。	育児休業前と同じ又は同程度の職に復帰でき、罰金、使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払いにより担保。	出産休業前の労働条件を下回らない条件で復職でき、裁判所による現職復帰命令、再雇用命令等により担保。	育児休業前と同程度の職に復帰でき、使用者による損害賠償により担保。	育児休業前と同程度の職に復帰できる。	事業主に対して、育児休業後の再雇用につき特別の配慮を行う努力義務が課されている。	
保 育	低年齢児の主要サービスの種類と 利用数・定員 (利用数・定員数抽出範囲年齢)	保育所 182万人、保育校 115万人 :学齢前 家庭保育 214万人 :学齢前(93年) 全国統一制度なし	集団型保育所 13.6万人:3歳未満 家庭型保育所 5.9万人:3歳未満 個別保育者 29.3万人:6歳まで (97年)	(イングランド、97年) 保育所 19.4万人:5歳未満 個別保育者 36.5万人 :学齢期まで、半分以上が5歳未満	保育所 9.3万人:3歳未満 家庭型保育所 2.5万人:3歳未満 (97年)	保育所 15.1万人:3歳未満 個別保育者 不明 全国統一制度なし	保育所 55.2万人(3歳未満) (182.8万人:就学前) (2001年4月現在)	
	(参考)就学前児童数	母親(既婚)が就業する5歳未満児数 :994万人(93年)	3歳未満児数:214万人(96年)	5歳未満児数:315万人(96年)	3歳未満児数:29万人(97年)	3歳未満児数:240万人(94年)	3歳未満児数:345万人(2001年)	
	個別保育者、家庭保育の位置づけ 等	州政府等の認可を受けたものと認可外のものがある。	県の認可と研修受講が必要	地方当局への登録が必要	コミュニケーションが実施責任(保育所との区別なし)	州によっては個別保育者利用への補助制度あり	家庭的保育事業を実施する市区町村に対し、必要な経費を補助	
	需給状況	母親(既婚)が就業する5歳未満児数に対する利用者数 保育所 18%、保育校 12%、家庭保育 22%(この他には、親やベビーシッター等)	保育所が不足 3歳未満児数に対する集団型保育所定員の割合 6%	保育サービス全体が不足 5歳未満児数に対する保育所・個別保育所定員の割合 10数%程度	待機はほぼ解消 3歳未満児数に対する保育所・家庭型保育所利用者数 41%	旧西独の保育所が不足 3歳未満児数に対する保育所利用可能人数の割合 6% (旧西独 2% : 旧東独 41%)	地域によって需給に偏在あり 3歳未満児数に対する保育所入所児童数の割合 16%	
経 済 的 負 担 軽 減 措 置	税制 控除制度の有無	児童扶養控除あり 保育費用対象の控除あり	家庭除数制度(N分N乗方式) 育児経費について控除あり	児童扶養控除制度あり	児童扶養控除制度なし	児童扶養控除制度あり (児童手当との選択制)	児童扶養控除制度あり	
	児 童 手 当	支給対象及び所得制限の有無	児童手当制度なし	第2子より。20歳まで。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則18歳未満。所得制限なし。	第1子より。就学前まで。所得制限あり。
		支給月額 (03年) 円への換算レートは02年 12月から03年5月までの間 における実勢相場の平均値		第2子 109.40ユーロ(1.4万円) 第3子 140.17ユーロ(1.8万円) <割増給付> 11~16歳未満 30.77ユーロ(0.4万円)の加算 16歳~ 54.70ユーロ(0.7万円)の加算	第1子 69.55ポンド(1.3万円) 第2子~46.58ポンド(0.9万円) 週当たりの支払い額を規定	第1子 950クローネ(1.3万円) 第2子 950クローネ(1.3万円) 第3子 1,204クローネ(1.7万円) 第4子 1,710クローネ(2.4万円) 第5子~1,900クローネ(2.7万円)	第1子 154ユーロ(2.0万円) 第2子 154ユーロ(2.0万円) 第3子 154ユーロ(2.0万円) 第4子~179ユーロ(2.3万円)	第1子 0.5万円 第2子 0.5万円 第3子~1.0万円
	(参考)平均賃金(製造業、月額)	2,599ドル(31.0万円)(2000年)	9,292フラン(18.4万円)(97年)	1,744ポンド(33.8万円)(2000年)	17,440クローネ(25.2万円)(98年)	4,444マルク(29.5万円)(99年)	41.1万円(2001年)	
その他		プライオリティカード 子供が3人以上いる家族全員について鉄道料金割引など						

資料：人口問題審議会「少子化に関する諸外国の取り組みについて」平成11年6月を一部修正
出典：「次世代育成支援対策関係資料集(平成16年3月)」厚生労働省

(3) 出産の高年齢での増加

少子化国では、20 歳代の出生率が超少子化国ほど下がらず、30 歳代の出生率が超少子化国に比べて上昇した

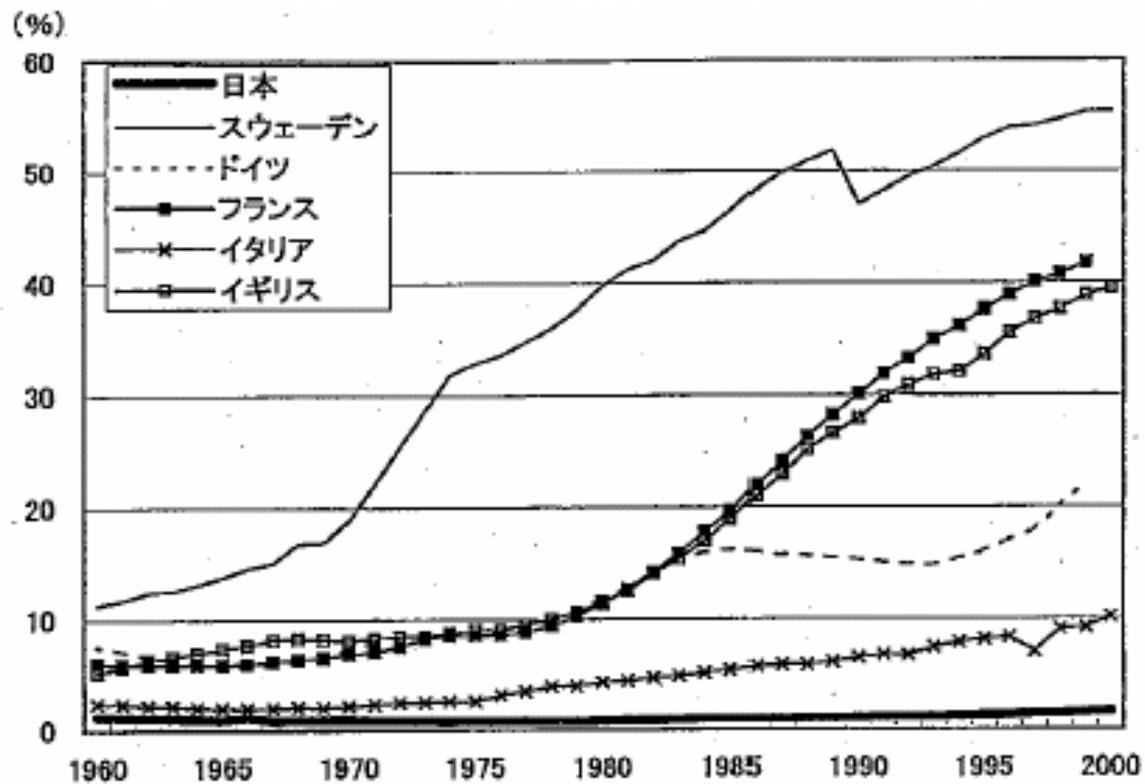
図 9 超少子化国と少子化国の年齢別出生率の変化



(4) 婚外子の増加

少子化国の方が、同棲・婚外子が増加している。

図10 主要国の全出生に対する婚外子割合：1960 - 2000年

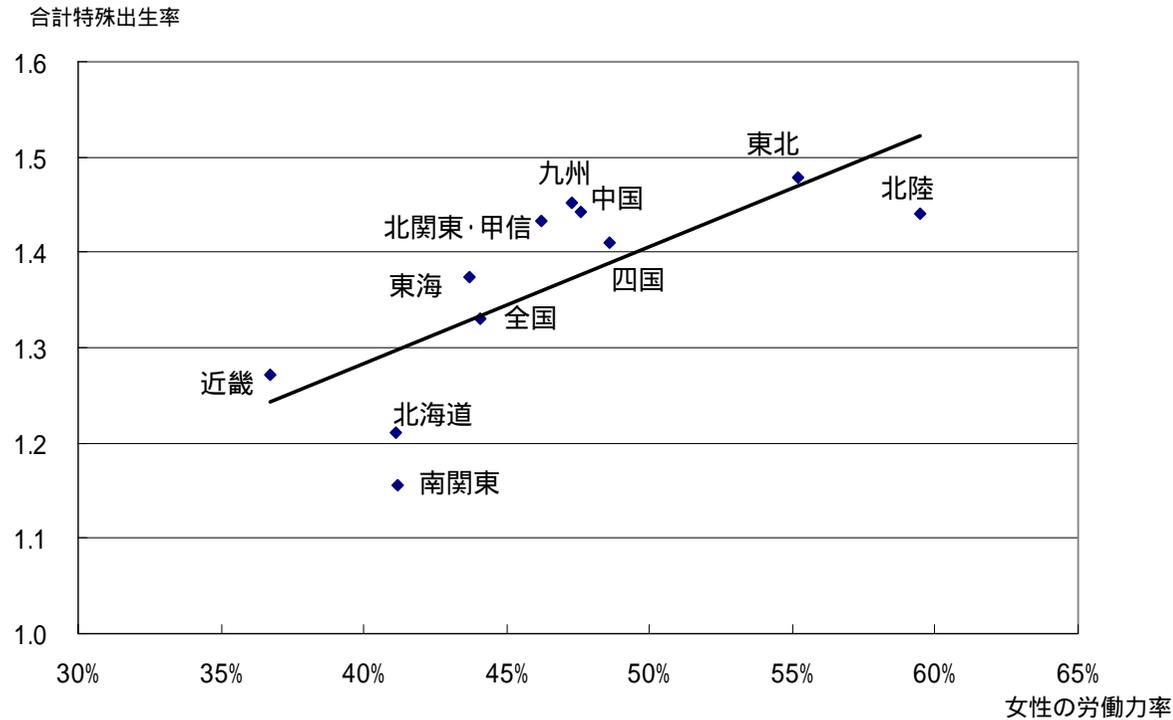


出典：Council of Europe, 2001, Recent demographic development in Europe
国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集(2001/2002年版)』

3 . 国内の出生率格差と影響要因

国内の地域ブロックごとのデータを比較しても、女性の労働力率と出生率は正の相関関係を示す

図 11 地域別にみた有配偶女性（25～34 歳）の労働力率と合計特殊出生率

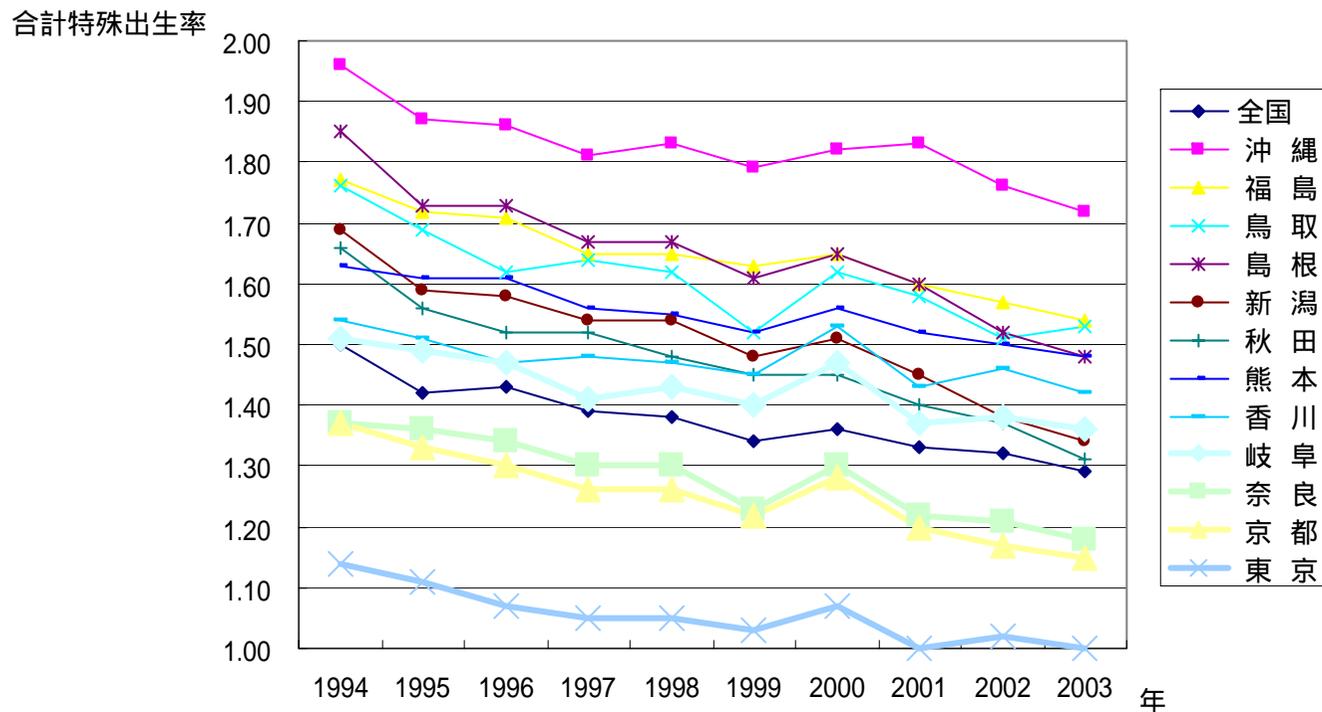


北海道	東北	南関東	北関東・甲信	×北陸	●東海	●近畿（京阪神）
近畿（京阪神以外）	山陰	山陽	四国	北九州	○南九州	○沖縄

資料：総務省統計局「国勢調査報告」2000年、厚生労働省「人口動態統計」2001年により厚生労働省政策評価官室作成
 (注)九州ブロックは沖縄県を除く。(出所)平成15年版「厚生労働白書」

過去 10 年の出生率動向をみると全都道府県で下がっている

図 12 抽出都道府県別合計特殊出生率の推移



(注) 抽出した都道府県は、以下のとおり。
 2003 年の合計特殊出生率の上位 3 県 (沖縄、福島、鳥取)
 過去 10 年の低下率が 0.35 ポイント以上 3 県 (島根、新潟、秋田)
 過去 10 年の低下率が 0.15 ポイント以下 4 県 (熊本、香川、岐阜、京都)
 2003 年の合計特殊出生率下位 3 都府県 (東京、京都、奈良)
 過去 10 年の低下率の 47 都道府県平均は 0.23 ポイント

市区町村別にみると、出生率が上昇している自治体と下降を続けている自治体がある

1990年～2000年の10年間で出生率が上昇していると推定される市区町村は約330あり、その中で人口規模が1万人以上の自治体は70弱ある。

「上昇していると推定される」：出生率が上昇している自治体及び出生率低下に歯止めがかかっている自治体を含む

(参考研究)「出生率の地域格差に関する研究」平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告
財団法人こども未来財団
主任研究者：岩淵勝好 川崎医療福祉大学客員教授

 出生率格差の影響要因分析が必要

4. 「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」の主な研究課題

1) 少子化と男女共同参画に関する実証分析

男女共同参画の推進と少子化の抑制に対し、共に正の関係を示す社会環境の把握（国際間比較）

女性の労働力率と合計特殊出生率とともに影響を与える社会環境（生活実態、国民意識等）を指標化し、各国の特徴を示すとともに、女性の労働力率と出生率とともに向上させる社会環境とはどのようなものを把握する。

「超少子化国」と「少子化国」の施策・制度の違い（国際間比較）

で把握した社会環境の背景となる施策・制度を把握し、「超少子化国」と「少子化国」の違いを明らかにする。また、「少子化国」間においても、社会環境の違いにより、施策・制度がどのように異なっているかを把握する。

国内での出生率地域格差要因の分析（国内間比較）

出生率が上昇している地域を事例とし、出生率変動に影響を及ぼしている要因を分析することで、我が国における出生率上昇に必要な要件を把握する。

2) 男女共同参画社会の形成が経済社会に与える影響

1) の結果を踏まえ、男女共同参画社会を形成し、少子化の流れをかえることによる経済や企業等への影響を把握する。